

・ 22年度個別労働関係紛争の相談件数過去最多
・ あっせん申請の6割が雇用関係終了の紛争

《平成22年度神奈川労働局個別労働紛争解決制度施行状況》

神奈川労働局における、平成22年度の個別労働紛争解決制度（個々の労働者と事業主との間のトラブル（個別労働関係紛争））について行う相談、助言・指導、あっせん）の利用状況は以下のとおりである。

ポイント

1 総合労働相談件数について

神奈川労働局管内に14ある総合労働相談コーナーにおける総合労働相談件数は、53,217件対前年比で1.8%減少したものの、全国的には東京、大阪、愛知、兵庫、埼玉に次いで6位（全国版参照）である。そのうち、個別労働紛争解決制度の対象となる個別労働関係紛争の相談件数は、16,589件対前年比で2.6%の増加となり、個別労働紛争解決制度発足（平成13年10月）以来毎年増加しており、過去最多である。全国的には、東京、大阪、兵庫に次いで4位（全国版参照）となっている。

22年度は、「雇止め」、「いじめ・嫌がらせ」の相談が急増した。

2 助言・指導について

労働者が、相談から発展して事業主に対して「助言・指導」を行うよう求めた件数は、個別労働紛争解決制度発足以来最多件数であった前年度に比べ7.5%と減少しているものの、20年度以降250件前後で推移している。

3 あっせんについて

あっせん申請の件数についても個別労働紛争解決制度発足以来最多件数であった前年度に比べ11.8%減少したものの20年度以降は250件以上で推移し、全国的には5位（全国版参照）である。内容別内訳をみると、労働者にとって最も厳しいトラブルと思われる「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」といった「雇用関係の終了に係る紛争」の割合が前年度と同様6割を占めている。その中で、「雇止め」のあっせん申請が平成20年度21件、平成21年度27件、平成22年度32件と増加している。

なお、本制度は、労働者のみならず事業主も利用できるものであるが、事業主からのあっせん申請は平成20年度は3件（全体の1.1%）、平成21年度は2件（全体の0.7%）平成22年度6件（全体の2.4%）となっている。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行状況（平成22年度）

	件数	対前年比
民事上個別労働紛争関係の相談件数	16,589件（16,170件）	+ 2.6%
助言・指導申出受付件数	245件（265件）	- 7.5%
あっせん申請受理件数	253件（287件）	- 11.8%
総合労働相談件数	53,217件（54,185件）	- 1.8%

（ ）内は平成21年度の件数

平成22年度神奈川県労働局個別労働紛争解決制度施行状況

1 相談受付状況

(1) 総数

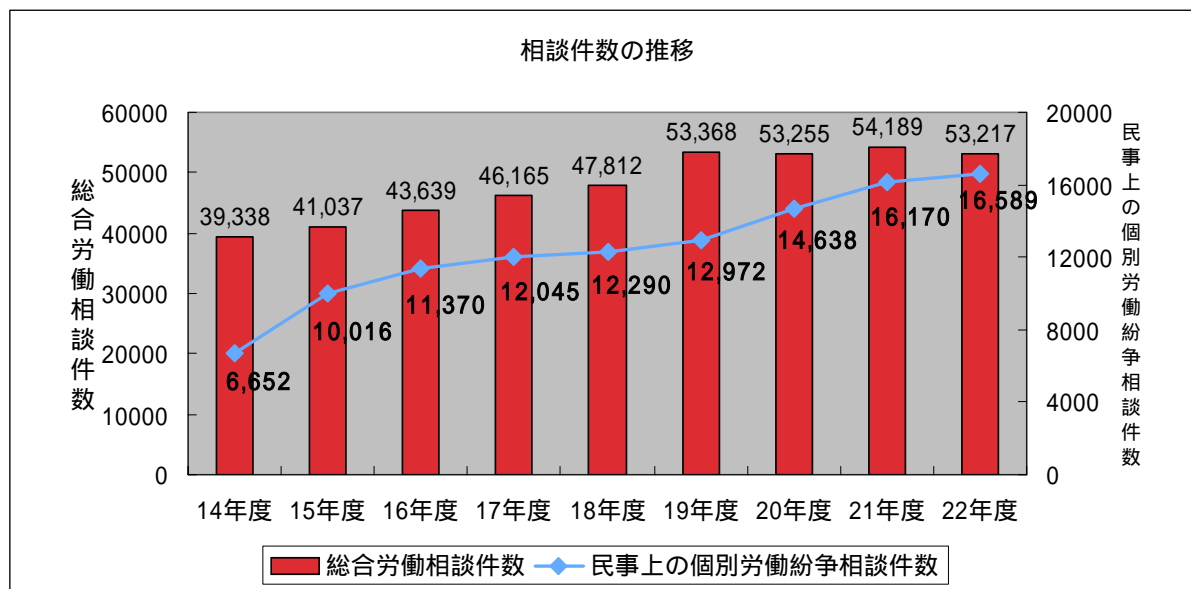
神奈川県労働局では、総務部企画室、県内12の労働基準監督署内、横浜駅西口のテナントビル内の計14か所に、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を開設（別紙1参照）しているところである。そこに平成22年度1年間に寄せられた相談件数は、全体で53,217件であった。これは、平成21年度比で、1.8%の減少となっている。

このうち、関係窓口や手続等の案内で終了するものや法違反を伴うため労働基準監督署の取り締まりの対象となるものなどを除いた、不当解雇や労働条件の引下げ等の民事上の個別労働紛争に関するものが16,589件、平成21年度に比べて2.6%の増加となっている。（【表1】、【図1】）

【表1】 年度別件数の推移（平成20～22年度の3年間）

年度別	相談件数			
	労働相談		個別労働紛争	
	件数	対前年比	件数	対前年比
平成20年度	53,255	- 0.2%	14,638	+ 12.8%
平成21年度	54,185	+ 1.7%	16,170	+ 10.5%
平成22年度	53,217	- 1.8%	16,589	+ 2.6%

【図1】 年度別件数の推移



(2) 個別労働関係紛争にかかる相談内容の内訳

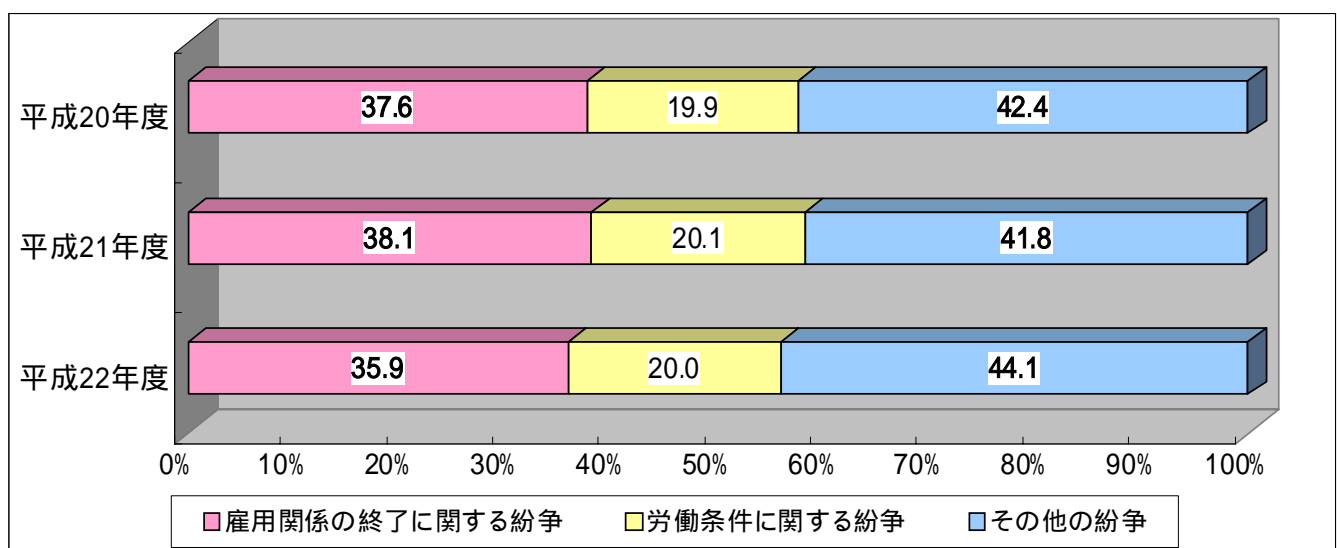
平成22年度における民事上の個別労働関係紛争にかかる相談内容の内訳は、「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」といった「雇用関係の終了」に関するものが35.9%と3分の1以上を占め、また、「労働条件の引下げ」等の「労働条件」に関するものが20.0%となっている。

「雇用関係の終了」に関するものは、平成20年度7,150件(全体比37.6%)、平成21年度8,060件(全体比38.1%)、平成22年度7,878件(全体比35.9%)と、毎年、全体の35%を超えている。(【表2】、【図2】)

【表2】 個別労働紛争相談の内容別内訳

		平成20年度				平成21年度				平成22年度				
		件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	
個別労働関係紛争相談	雇用関係の終了	普通解雇	3,262	17.2%	7,150	37.6%	3,528	16.7%	8,060	38.1%	3,470	15.8%	7,878	35.9%
		整理解雇	938	4.9%			889	4.2%			687	3.1%		
		懲戒解雇	517	2.7%			565	2.7%			572	2.6%		
		雇止め	792	4.2%			878	4.2%			1,086	4.9%		
		退職勧奨	1,641	8.6%			2,200	10.4%			2,063	9.4%		
	労働条件	労働条件の引下げ	2,195	11.6%	3,789	19.9%	2,547	12.0%	4,252	20.1%	2,561	11.7%	4,384	20.0%
		出向・配置転換	664	3.5%			799	3.8%			686	3.1%		
		その他の労働条件	930	4.9%			906	4.3%			1,137	5.2%		
	その他	募集・採用・内定取消	352	1.9%	8,061	42.4%	376	1.8%	8,843	41.8%	338	1.5%	9,684	44.1%
		雇用管理改善等	122	0.6%			93	0.4%			88	0.4%		
		いじめ・嫌がらせ	2,249	11.8%			2,402	11.4%			2,820	12.8%		
		その他	5,338	28.1%			5,972	28.2%			6,438	29.3%		
	合計	(重複回答分を合計した総数)	19,000	100.0%	19,000	100.0%	21,155	100.0%	21,155	100.0%	21,946	100.0%	21,946	100.0%
		(受理件数)	14,638		14,638		16,170		16,170		16,589		16,589	

【図2】 個別労働関係紛争相談の内容別内訳

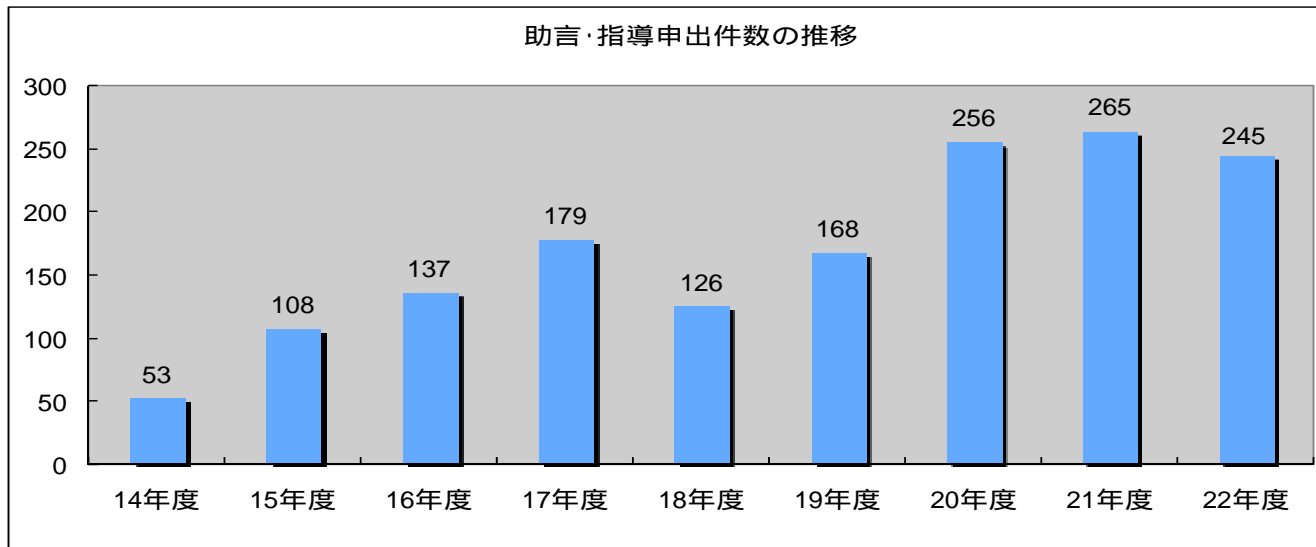


2 神奈川県労働局長による助言・指導

(1) 総数

平成22年度における神奈川県労働局長による助言・指導の申出受付件数は245件で、過去最多であった平成21年度に比べ7.5%の減少となったものの、平成20年度以降250件前後で推移している。(【図3】)

【図3】 助言・指導の年度別件数の推移



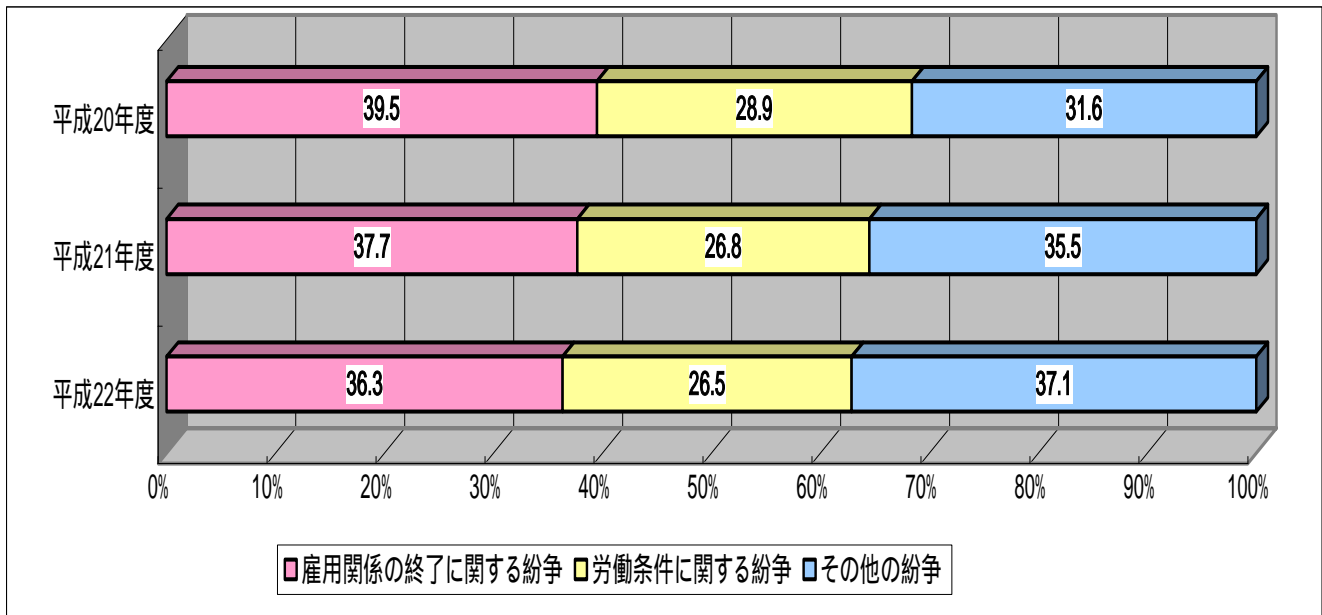
(2) 助言・指導の申出内容の内訳

平成22年度における助言・指導の申出内容の内訳は、「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」といった「雇用関係の終了」に関するものが36.3%、「労働条件の引下げ」等の「労働条件」に関するものが26.5%となっている。(【表3】、【図4】)

【表3】助言・指導の申出内容別内訳

		平成20年度				平成21年度				平成22年度				
		件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	
助言・指導の申出	雇用関係の終了	普通解雇	44	17.2%	101	39.5%	40	15.1%	100	37.7%	41	16.7%	89	36.3%
		整理解雇	6	2.3%			6	2.3%			3	1.2%		
		懲戒解雇	3	1.2%			7	2.6%			5	2.0%		
		雇止め	19	7.4%			16	6.0%			17	6.9%		
		退職勧奨	29	11.3%			31	11.7%			23	9.4%		
	労働条件	労働条件の引下げ	32	12.5%	74	28.9%	36	13.6%	71	26.8%	19	7.8%	65	26.5%
		出向・配置転換	14	5.5%			11	4.2%			10	4.1%		
		その他の労働条件	28	10.9%			24	9.1%			36	14.7%		
	その他	募集・採用・内定取消	3	1.2%	81	31.6%	6	2.3%	94	35.5%	2	0.8%	91	37.1%
		雇用管理改善等	1	0.4%			3	1.1%			4	1.6%		
		いじめ・嫌がらせ	30	11.7%			23	8.7%			23	9.4%		
		その他	47	18.4%			62	23.4%			62	25.3%		
	合計		256	100.0%	256	100.0%	265	100.0%	265	100.0%	140	245	100.0%	100.0%

【図4】 助言・指導の申出内容別内訳



(3) 助言・指導申出の処理状況

ア 処理の状況

平成22年度1年間に助言・指導に係る手続きを終了した事案246件について処理状況を見ると、246件全てに対して助言・指導を実施した。助言・指導を実施したことにより、246件中116件(47.2%)が解決している。

なお、解決せずにあっせんへ移行となったものは25件となっている。

イ 申出人の状況

平成22年度1年間に申出を受付けた事案245件についてみると、243件が労働者からの申出、2件が事業主側からの申出であった。就労形態は、正社員が125件(51.0%)と最も多く、パート・アルバイトが60件(24.5%)、期間契約社員が30件(12.2%)、派遣労働者が15件(6.1%)となっている。労働者の所属する事業所の規模は(不明除く)、10~49人が111件(45.3%)と最も多く、次いで10人未満が41件(16.7%)、50~99人が28件(11.4%)となっている。

また、労働組合のない事業所(不明を除き)の労働者は187件(76.3%)である。

なお、助言・指導の実施事例は、[別紙2](#)のとおりである。

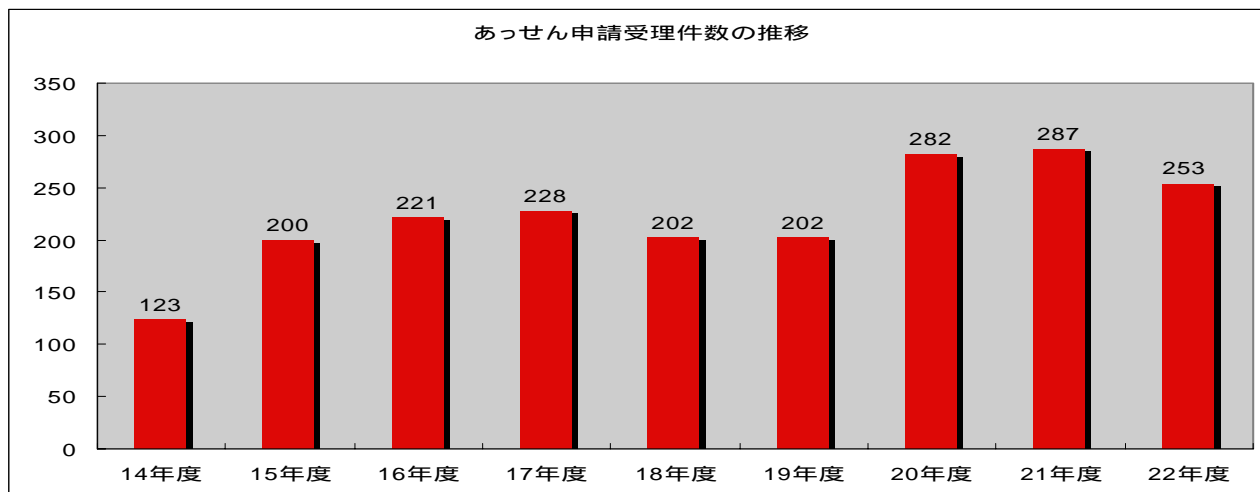
3 神奈川県紛争調整委員会によるあっせん

(1) 総数

平成22年度における神奈川県紛争調整委員会によるあっせんの申請受理件数は253件で、個紛制度発足以来、最多件数であった平成21年度に比べ11.8%の減少となったものの、平成20年度以降は250件以上で推移している。(【図5】)

また、全国的には、東京、大阪、愛知、埼玉に次いで5番目の件数(全国版参照)である。

【図5】 あっせん受理件数の年度別件数の推移



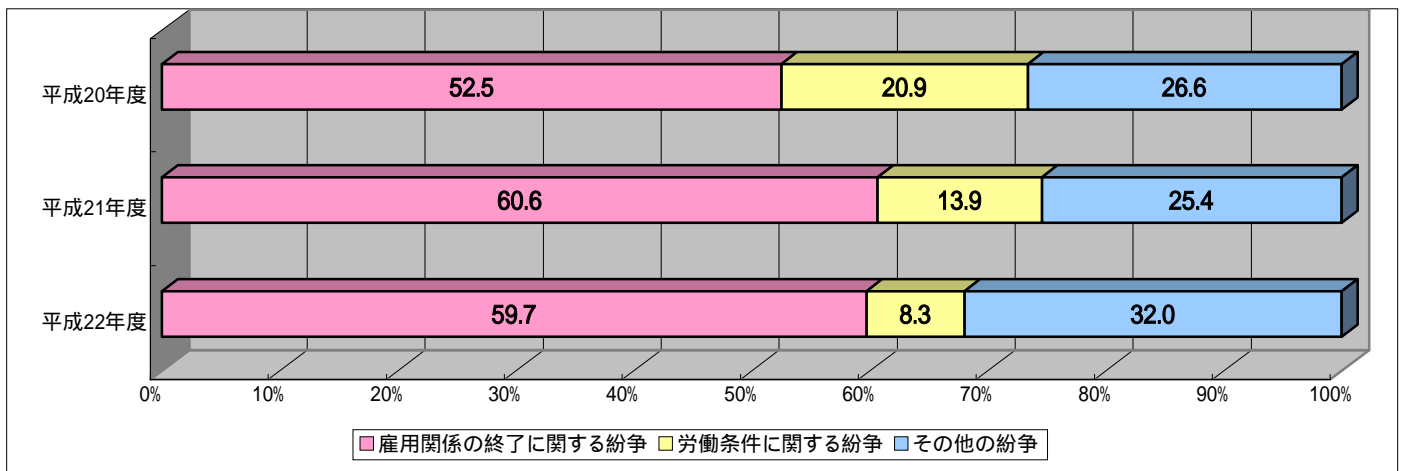
(2) あっせん申請の内容の内訳

あっせん申請の内容の内訳は、「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」といった「雇用関係の終了」に関するものが59.7%と前年度同様に約6割を占め、また、「労働条件の引下げ」、「出向・配置転換」等の「労働条件」に関するものが8.3%と前年度に比べ半減した。「雇用関係の終了」の中で「雇止め」の申請が増加を続けている。(【表4】、【図6】)

【表4】 あっせん申請の内容別内訳

		平成20年度				平成21年度				平成22年度				
		件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	件数	全体比	件数	全対比	
あっせん申請	雇用関係の終了	普通解雇	81	28.7%	148	52.5%	81	28.2%	174	60.6%	69	27.3%	151	59.7%
		整理解雇	20	7.1%			34	11.8%			17	6.7%		
		懲戒解雇	7	2.5%			7	2.4%			9	3.6%		
		雇止め	21	7.4%			27	9.4%			32	12.6%		
		退職勧奨	19	6.7%			25	8.7%			24	9.5%		
	労働条件	労働条件の引下げ	23	8.2%	59	20.9%	19	6.6%	40	13.9%	8	3.2%	21	8.3%
		出向・配置転換	12	4.3%			10	3.5%			3	1.2%		
		その他の労働条件	24	8.5%			11	3.8%			10	4.0%		
	その他	採用内定取消	6	2.1%	75	26.6%	4	1.4%	73	25.4%	2	0.8%	81	32.0%
		雇用管理改善等	5	1.8%			0	0.0%			0	0.0%		
		いじめ・嫌がらせ	40	14.2%			39	13.6%			32	12.6%		
		その他	24	8.5%			30	10.5%			47	18.6%		
	合計		282	100.0%	282	100.0%	287	100.0%	287	100.0%	131	253	100.0%	100.0%

【図6】 あっせん申請の内容別内訳



(3) あっせん申請の処理状況

ア 処理の状況

平成22年度1年間に手続きを終了した事案255件の処理状況をみると、紛争当事者が手続きに参加しない「不参加」のため打ち切りとなった事案は102件(40.0%)、申請が取下げられた等のため処理を行わなかったものは20件(7.8%)で、実質的にあっせん委員があっせんの処理を行ったものが133件である。これは、全体の52.2%であり、取下げ等を除くと56.6%である。

イ あっせん委員によるあっせんの状況

あっせん委員があっせんの処理を行った133件のうち、合意に至ったものが72件(54.1%)、合意に至らず打ち切ったものは61件(45.9%)であり、合意率は全体255件の28.2%、取下げ等を除いた235件の30.6%となっている。【図7】

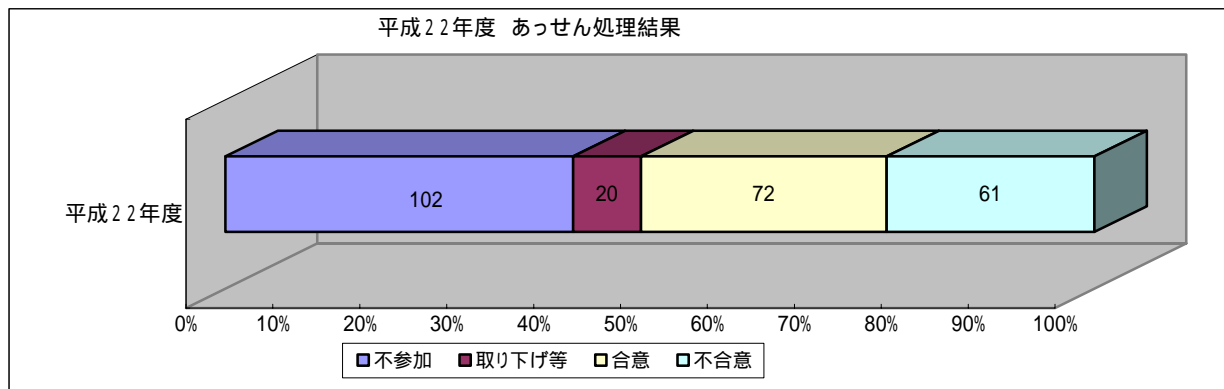
処理に要した期間は、1ヶ月以内が94件(36.9%)、1ヶ月を超え2ヶ月以内が112件(43.9%)であり、2ヶ月以内に8割が終了している。

ウ 申請者の状況

平成22年度1年間に申請を受理した事案253件についてみると、6件が事業主からの申請、残りの247件が労働者からの申請であり、事業主からの申請は20年度3件、21年度2件、22年度6件であり、ほとんどが労働者からの申請である。労働者の就労形態は、正社員が124件(49.0%)と最も多く、期間契約社員が70件(27.7%)、パート、アルバイトが44件(17.4%)、派遣労働者が8件(3.2%)となっている。労働者の所属する事業所の規模は(不明を除き)、10~49人が102件(40.3%)と最も多く、次いで10人未満が49件(19.4%)、100~299人が41件(16.2%)となっている。

また、労働組合のない事業所(不明を除き)の労働者が191件(83.8%)である。なお、あっせんの実施事例は、別紙2のとおりである。

【図7】 あっせん申請の処理状況



4 本制度の利用方法

労働問題のトラブル・悩みを抱えた方（労働者側・事業主側を問わず）が本制度を利用するためには、県内14ヶ所に開設している「総合労働相談コーナー」（[別紙1](#)参照）へ相談を寄せていただくこととなる。

特に、横浜駅西口の横浜S Tビル内に開設している「横浜駅西口総合労働相談コーナー」は、労働局・労働基準監督署とは独立し、アクセス面等利用者に利用しやすい場所に開設しているので、積極的にご利用いただきたい。横浜駅西口総合労働相談コーナーの相談時間は午前9時30分から午後6時30分までとなり、5時以降の相談にも対応できるようにしている。

(用語説明)

個別労働関係紛争

個別労働関係紛争の範囲は、「労働条件その他労働関係に関する事項について」の紛争で、労働関係に関する事項についての個別の労働者と事業主との紛争であれば、分野、内容に関係なく、すべての個別労働関係紛争に含まれる。ただ、労働組合と事業主との間の紛争や、労働者と労働者の間の紛争は、個々の労働者と事業主との間の紛争ではないので、個別労働関係には含まれない。

神奈川紛争調整委員会によるあっせん制度

神奈川労働局長が委任している神奈川紛争調整委員会（岡田尚会長）によるあっせん制度は、あっせん委員が紛争当事者の間に立って、当事者間の話し合いを促進することにより、紛争の解決を促進する制度である。具体的には、双方の主張の要点を確かめ、必要に応じて参考人からの意見を聴取する等により、事実の調査を行った上で、紛争当事者間の話し合いを促進し、その間を仲介して、双方または一方の譲歩を求めたり、具体的な解決の方策を打診している。

なお、あっせんにより、当事者間に合意が成立した場合において、当該成立した合意は、民法上の和解契約となる。

神奈川労働局長による助言・指導制度

神奈川労働局長による助言・指導制度は、紛争当事者に対して、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争の解決の促進を図るものである。

具体的には、事実関係を調査・整理した上で、労働関係法令や関係判例等に基づき、さらに、必要に応じて大学教授、弁護士等専門家の意見を参考にしながら、都道府県労働局長が助言・指導を行っている。

別紙 1

神奈川県内「総合労働相談コーナー」設置場所一覧

平成23年4月1日現在

名称	郵便番号		電話番号	FAX番号
神奈川県労働局総合労働相談コーナー	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階 神奈川県労働局総務部企画室内	045-211-7358	045-212-4312
横浜駅西口総合労働相談コーナー	220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル11階	045-317-7830	045-892-7831
横浜南総合労働相談コーナー	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階 横浜南労働基準監督署内	045-211-7374	045-651-1628
横浜北総合労働相談コーナー	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階 横浜北労働基準監督署内	045-474-1251	045-474-1256
横浜西総合労働相談コーナー	247-8555	横浜市栄区笠間1-2-4 横浜西労働基準監督署内	045-892-3141	045-892-3143
鶴見総合労働相談コーナー	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18 鶴見労働基準監督署内	045-501-4968	045-501-4931
川崎南総合労働相談コーナー	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2 川崎南労働基準監督署内	044-244-1271	044-244-1275
川崎北総合労働相談コーナー	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9 川崎北労働基準監督署内	044-820-3181	044-820-3184
横須賀総合労働相談コーナー	237-0072	横須賀市長浦町1-1609 横須賀労働基準監督署内	0468-23-0858	0468-23-0824
平塚総合労働相談コーナー	254-0047	平塚市追分1-1 平塚労働基準監督署内	0463-32-4600	0463-23-4288
藤沢総合労働相談コーナー	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢総合労働庁舎3階 藤沢労働基準監督署内	0466-23-6753	0468-23-4288
小田原総合労働相談コーナー	250-0004	小田原市浜町1-7-11 小田原労働基準監督署内	0465-22-7151	0465-22-0074
厚木総合労働相談コーナー	243-0014	厚木市旭町2-2-1 厚木労働基準監督署内	046-228-1331	046-228-1334
相模原総合労働相談コーナー	229-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階 相模原労働基準監督署内	042-752-2051	042-752-1558

女性相談員がいます。

助言・指導、あっせんの解決事例

助言・指導 - 1 (労働条件の改善を求めた事例)

事案の概要	スタッフが新規に採用され、新しい勤務シフトが組まれたところ、従来からのスタッフである申出人に不利な条件のシフトとなった。改善を求めたところ、聞き入れられず退職勧奨を受けた。労働条件の改善の助言を求めたもの。
結果	話し合いがなされ、新旧スタッフが同一条件で働くことで解決。話し合いの機会を持ったことにより、労使間の相互理解だけでなく、スタッフ間の人間関係も良好になった。
助言・指導のポイント	労働条件の不利益変更の問題について、労使で十分な話し合いを行うよう助言したところ、話し合う機会が持たれ、解決したもの。

あっせん - 1 (解雇について補償金を求めた事例)

事案の概要	顧客とのトラブルが起きたことを理由にいきなり解雇された。これに対し、補償金などを求めたもの。
結果	事業主が解決金を支払うことで解決した。
あっせんのポイント	解雇する前に教育や注意指導が十分に行われていなかったのではないかとあっせん委員から説明を行い、事業主が金銭による解決を図ることで合意したもの。

あっせん - 2 (うつ病を発症した有期契約労働者が雇止めにされ、慰謝料を求めた事例)

事案の概要	申請人は何度も更新していた有期契約労働者であったが、過重労働等によりうつ病を発症し休業していたところ、雇止めになった。これに対し、経済的・精神的な苦痛を受けたとして慰謝料を求めたもの。
結果	事業主が解決金を支払うことで解決した。
あっせんのポイント	うつ病発症への安全配慮義務や更新を繰り返した有期契約労働者の雇止めの扱いについてあっせん委員から説明したところ、事業主が金銭による解決に合意したもの。

あっせん - 3 (パワハラにより退職に追い込まれ、賠償を求めた事例)

事案の概要	上司から指導にかこつけて、パワハラ(人格否定、退職を求めるような発言、威圧的な態度)を受けたために、退職に追い込まれたとして、精神的、経済的損害に対して賠償を求めたもの。
結果	事業主が解決金を支払うことで解決した。
あっせんのポイント	事業主側はパワハラを認めていなかったが、必要な指導もあれば、指導の域を超えていたものもあったのではないかとあっせん委員の客観的意見を交えて説明したところ、事業主が金銭による解決に合意したもの。